

審査の結果の要旨

論文提出者氏名 玄承洙 (ヒョン・スンス)

「チェチェン紛争とイスラーム—抵抗・統合・分裂」と題する本博士論文は、1990年代後半から宗教色を強めているチェチェン紛争の性格変化に注目し、同紛争のなかでイスラームがどのように関わってきたかを解き明かすことにある。そのために、ヒョン氏はチェチェン人とイスラームの関係を通時的に考察するために、まず19世紀にロシア帝国がチェチェンを含むカフカース地域を植民地化する征服戦争を起こした際、北カフカースに住んでいた土着民たちがイスラームの旗印のもとで抵抗運動を展開した歴史を提示した。次いで、無神論を標榜したソビエト政権のもとでイスラームはいかに命脈を維持し、ソ連末期に復興し得たのかを分析し、分離独立運動の宗教化が誰によってどういう経緯をへて進められたのかを明らかにする手法をとった。

著者は、ロシアとチェチェンとダゲスタン両共和国で発行された定期刊行物の記事の分析に加えて、現在のチェチェン抵抗派勢力が新しい宣伝手段としてインターネットを積極的に利用している事情を踏まえ、ネット上に散在するチェチェン抵抗派および「ワッハーブ派」とよばれるイスラーム主義者側のサイトを参考した点に国際的にもユニークな本論文の大きな価値がある。5章からなる論文の考察によって、次の点が明らかにされた。

- 1 チェチェン革命の初期段階でイスラームの果たした役割は、これまでの研究が示した通り、あまり著しくなかったことは確かである。それにもかかわらず、初代大統領ドゥダエフと彼を支持する超民族主義者勢力がスーフィー教団を住民動員と正統性確保のために政治的に利用した事実は、決して無視すべきではない。同時に、ロシアの侵攻が、ドゥダエフ支持派と反対派との区別なしにチェチェン人を団結させ、イスラームとジハードのイデオロギーへと走らせた主な原因になったことの意味合いは大きい。
- 2 チェチェンで見られるサラフィー主義勢力とスーフィー教団との対立が、改革主義と伝統主義の競合という側面をもっていたる。
- 3 チェチェンにおけるイスラームの急進化および政治化は、数百年にかけて形成された

イスラームの民族化という文明論的かつ客観的要素を有しながら、同時に、相互対立する政治勢力間のイスラームの利用という側面に露呈する主観的要素ももっていた。

4 チェチェン国家の失敗の責任は、ロシアの攻撃だけでなく、民族国家に変貌しかねたチェチェン社会にもあった。と考えられるからである。

5 チェチェン人の間で繰り広げられたタイプ同士の競争が、油田など主に経済的利権をめぐる展開されるケースが多かったため、それだけでなく弱い戦後国家の経済基盤をさらに衰弱化した。タイプを乗り越えたチェチェン人の民族国家を建設するためには、その基盤をイスラームにおく以外に方策はなかった。

6 暴力とチェチェン紛争の関係を考えるにあたっては、基本的にチェチェンの抵抗派が決して一枚岩的な存在ではない。

7 「ワッハブ派」と呼ばれるサラフィー主義勢力と「伝統主義者」と通称されるスーフィー教団との対立は、チェチェンにおいても、ダゲスタンにおいても様々な惨事をもたらしてきた。

8 「ワッハブ派」から生じる諸問題が、民族集団の相違を克服し、スーフィー宗教者の統一戦線を形成させる重要な動因になった。

9 ロシア社会の非ムスリムの間で増加している「イスラーム・フォビア」の問題の背後には、イスラームという宗教が本質的に暴力性を内在しているという印象を繰り返し報じることによって、イスラームとムスリムに対する否定的イメージを再生産するロシアのマスコミがある。

10 近いうちにチェチェンを含め北カフカース地域でイスラームの過激化現象が消滅する可能性は低い。連邦政府が紛争解決の政治的可能性を無視し武力に依存する傾向で一貫しているからである。

11 チェチェン人たちが純に民族独立のスローガンのもとで抵抗した第一次戦争より、イスラームの要素が深く関わった第二次戦争のほうが、ロシア側から見るとよりチェチェン攻撃の正当性が得られて有利であった。結局、チェチェンは闘争のためのモラル高揚のために、ロシア側はみずから「国際イスラーム・テロリズム」と戦っていることを宣伝するために、ムジャーヒディーン・ファクターを誇張しているところから、両者の利害の奇妙な接点を見つけることができる。

以上のような点を400字1000枚に及ぶ緻密な実証と理論構成で明らかにした本論

分は審査委員全員によって高く評価された。イスラーム研究とロシア研究の境界領域に正面から挑戦した意欲と、国際学界でも例のない緻密なチェチェン地域研究の実証的な研究として申し分ないものであり、五名の審査委員からは論旨への疑問に類する発言はほとんど出されなかった。

したがって、本審査委員会は博士（学術）の学位を授与するにふさわしいものと認定する。